

特殊車両通行許可申請書 (**新規** ・ 更新)

令和 4 年 4 月 1 日

道路管理者 滑川市長 あて

申請日より2年以内としてください。

住所 **富山県滑川市寺家町104**

通行終了日

会社名 **滑川市役所**

押印不要
です。

令和 **5 年 3 月 31 日**

(氏名)

農耕トラクタの場合は農業用(その他A)。

代表者名 **滑川 一郎**

TEL **076-475-2111**

事業区分	農業用(その他A)
軸種数	1

担当者名 **滑川 二郎**

TEL **076-475-2111**

軸種とは、車軸の組合せパターンのことです。

No.	車種区分	車両番号	車名及び型式	総重量(kg)	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	備考
1	農耕トラクタ	滑川市あ 123	イセキ農機 TJV985	3,255	259	256	396	
2								
3								
4								
5								

適宜、幅や件数を調整してください。

総重量 = 車両重量 + 乗員数 × 55kg/人

作業機を装着した状態での数量を記載。

変更等がある場合。

更新又は変更経緯

申請内容	車両台数	変更事由	許可番号	許可年月日	有効期限
変更	1台	耕作地変更のため。			
更新	1台				

特殊車両通行許可証

滑 建 第 号

令和 年 月 日

上記のとおり許可する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証の	自：令和 年 月 日
有効期間	至：令和 年 月 日

道路管理者

滑川市長 水野 達夫

〔1〕 許可証の取扱上の注意事項

- 許可証の交付を受けた者は、通行中許可証を当該車両に備え付けなければならない。
- 記載された通行条件、通行経路等は厳守すること。また、記載された車両以外の車両には使用できない。
- 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従うこと。
- 車両諸元、通行経路等に変更があった場合、道路管理者に申請し、許可を得ること。

〔2〕 審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、許可証を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に滑川市長に審査請求することができる（なお、許可証を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求又は異議申立てができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、許可証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6カ月以内に、滑川市を被告として（訴訟において滑川市を代表する者は滑川市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、許可証を受け取った日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。